

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	感染症予防関係法令例規集(追録793-802)買入	51:図書	第一法規株式会社	27,950	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
2	日本農林規格品質表示基準・食品編追録 外2点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	116,864	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
3	水道六法 追録 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	31,900	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
4	日本農林規格品質表示基準・食品編追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	105,072	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
5	産業廃棄物処理法令・通達・条例集近畿編 追録 外1点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会 社	16,913	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
6	廃棄物処理実務便覧 追録 買入	51:図書	第一法規株式会社	20,376	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
7	医薬品、医療機器関係実務便覧 買入	51:図書	新日本法規出版株式会 社	10,518	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
8	最新 医薬品・医療機器等取扱法規の手引 買入	51:図書	新日本法規出版株式会 社	12,424	R5.8.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
9	令和5年度 全国食品衛生行政担当者名簿 買入	51:図書	公益社団法人日本食品 衛生協会	14,850	R5.8.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
10	「なにわ300は7631」自動車修繕	37:自動車修 理	天満自動車工業株式会 社	43,780	R5.8.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	
11	保健栄養指導用栄養関係法規類集追録318 号 外1点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会 社	20,158	R5.8.14	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
12	自殺危機初期介入スキルワークショップテキ スト 外1点 買入	51:図書	学校法人ルーテル学院	72,240	R5.8.16	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
13	「なにわ500め8964」自動車修繕	37:自動車修理	武田自動車工業株式会社	94,050	R5.8.17	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	
14	シリーズ食の安全 食品衛生法質疑応答ハンドブック 外1点 購入	51:図書	第一法規株式会社	25,080	R5.8.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
15	精神保健福祉関係例規集追録(278-279号)購入	51:図書	東京法令出版株式会社	18150	R5.8.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	
16	令和5年度庁内情報利用パソコン等機器一式 借入(再リース)	158:事務用品賃貸	三菱HCキャピタル株式会社	687,126	R5.8.29	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

なにわ 300 は 7631 自動車修繕について

2 契約の相手方

天満自動車工業株式会社

3 随意契約理由

7月31日(月)16時ごろ、食品衛生調査に向かうために上記公用車で中央区千日前付近を運転し、施設付近の路肩に一時停車するために減速し左にハンドルを切った際、エンジンが突然停止し走行が不能な状態になった。あらためてエンジンをかけたところ、その際エンジンはかかり走行が可能となったため、施設調査を実施し、帰庁した。

帰庁後、走行中に突然エンジンが停止したとの報告をうけた。当該公用車は7月21日から天満自動車工業株式会社にて継続検査を受け、7月25日に納車されており、当該継続検査による不具合や見落としが考えられたことから、天満自動車に電話し当該車両の確認を依頼したところ、当該車両を天満自動車工業株式会社に8月1日に引き渡し精査を受けることとなった。

8月2日になり、天満自動車工業株式会社より、当該車両を精査したところ、継続検査時には異常が認められなかった箇所に新たに不具合が発生しているとの報告あった。

東部生活衛生監視事務所では、今後のスケジュールにおいて当該車両を含めた公用車全4台がほぼ毎日使用予定となっている一方で、1台でも使用不能な状態が継続すると業務に支障が出るため、早急に修理する必要がある。

当該車両は走行中にエンストが発生する可能性があり、安全運航に支障をきたしている状態にある中で、移動させることは事故に繋がることが想定されることから、当該車両を熟知しており、不具合内容の確認を実施した天満自動車工業株式会社へ確認し、点検および修理の対応が即時可能であるとの回答があったため、天満自動車工業株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

健康局 東部生活衛生監視事務所（電話番号06-6267-9888）

随意契約理由書

1 案件名称

南西部生活衛生監視事務所事業用公用車「なにわ500め8964」修繕

2 契約の相手方

武田自動車工業株式会社

3 随意契約理由

南西部生活衛生監視事務所では、生活衛生関係業務等のため公用車を使用している。

令和5年8月17日（木）にそ族昆虫駆除関係業務のため、西成区山王2丁目付近を走行していた際に車両前方ボンネットから白煙が出ていたため、確認したところラジエーターからの冷却水漏れが疑われた。

ラジエーターが故障した状態での走行はエンジンのオーバーヒート等によりエンジン自体に多大なダメージを与えることに繋がる可能性があり、早急に修繕する必要があることから、健康局において少額比較見積発注案件参加事業者として登録されている事業者の中で故障が判明した走行地点に近く、かつ直近で当該車両の法定点検業務を履行した武田自動車工業株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

健康局 大阪市保健所南西部生活衛生監視事務所

電話06-4301-7240

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度庁内情報利用パソコン等機器一式 借入（再リース）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

新型コロナウイルス感染症への対応については、度重なる感染拡大の波に対応するため、兼務職員や臨時的任用職員の増員、他局からの職員応援依頼を行い、取り組んできたところである。

これらの人員増に伴い、感染症対策課で新型コロナウイルス感染症対応を行う各チーム（新型コロナウイルスワクチン接種等調整チームを含む）に配備されている庁内情報利用端末（ノートパソコン）が不足しないよう、現在は令和5年3月より再リースした端末を使用しているが、令和5年8月末にリース期間満了となる。

令和5年9月以降も医療費公費負担への対応業務や高齢者施設等へのクラスター対策などを一定期間行う必要があるが、これらの業務に使用する端末については、再リースで対応することが経済的かつ合理的であることから、当該端末のリース契約相手である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局総務部総務課（電話番号：06-6208-9892）